

「牛ミンチ」事案について (経緯と今後の対応)

- 6月20日 朝日新聞朝刊一面で「加ト吉、日生協の牛肉コロッケに豚肉が混入されていた」旨の報道
 (製造業者である北海道加ト吉に挽肉を納入していた
 食肉卸売業者ミートホープが豚肉を混入)
- 同日 販売業者である加ト吉及び日本生活協同組合連合会を農林水産省に呼び事情聴取及び必要な書類の提供を要求
 (北海道保健所が食品衛生法で、北海道警が不正競争防止法で、立入り等を行う)
- 6月21日 事務次官が定例会見で、「JAS法違反の疑いが強いことから、22日にJAS法に基づく立入検査を実施すること」を発言
- 6月22日～24日 JAS法に基づく立入検査
- 6月25日 立入検査結果
 当面の改善方策
 検証チームの設置
)公表
 (検証チームは6月22日に設置された北海道の対策会議と連携)
- 6月26日 赤城大臣から以下の2点を指示
 牛挽肉商品の緊急調査
 業者間取引の表示のあり方の検討
- 6月27日 地方農政局次長等会議
 (当面の改善方策(案)の説明、全国農政事務所に
 対し、類似事案の有無についての調査指示)
- 6月29日 地方農政局表示・規格課長会議
 (当面の改善方策(案)等について説明)
- 7月 2日 各地方農政局において管下都道府県を集め、当面の改善以降方策(案)等について説明し、意見を求める
- 7月 6日 「牛ミンチ」事案の事実関係及び今後の改善策に関する調査報告書を取りまとめ
- 7月10日 食品の業者間取引の表示のあり方検討会(第1回)
- 7月13日 各農政局において、当面の改善方策(案)等について、都道府県からの意見を求めた結果を取りまとめ
- 7月31日 類似事案の有無についての調査結果取りまとめ
 食肉流通関係団体のコプライアンスの自主点検結果の農水省への報告
- 8月 1日～ 食品表示110番統一マニュアルに基づく対応の本格開始
- 8月上旬 牛挽肉製品緊急調査の結果を公表
- 上旬 食品の業者間取引の表示のあり方検討会(第2回)

平成19年6月25日
農 林 水 産 省

「牛ミンチ」事案に係る立入検査の結果概要について

平成19年6月22日～24日に、3事業者に対して一斉に立入検査を実施した結果概要は以下のとおり。

JAS法の立入検査の結果を踏まえ、6月25日以降、ミートホープの牛肉等の流通経路の解明や、販売されていた商品の不適正な表示状況について追跡調査を実施。

1 ミートホープ(株)

牛挽肉の問題のほか、他商品での意図的な異種肉の混入、賞味期限の改ざん、産地偽装等が判明した。

田中社長は、これらの行為を不正と認識した上で、社長自らもしくは社長の意向を受けた幹部社員の指示により、常態的に行われていたことを田中社長及び社員の証言で確認した。

具体的には、

平成10年頃から牛挽肉に豚挽肉、鶏挽肉、豚内臓肉又は鴨挽肉を混入し、牛挽肉と表示して北海道加ト吉など18社に販売した。(平成18年7月～平成19年6月20日までの期間に368トン)

の牛挽肉に、外国産牛肉を混入していたにもかかわらず、国産又は北海道産と表示して販売した。

平成14年頃から牛脂に豚脂を混入し、牛脂と表示して販売した。

牛挽肉及び牛脂について、科学的・客観的根拠がないにもかかわらず、賞味期限を1日延長して販売した。

平成17年頃から牛粗挽肉の原材料に豚肉又はラム肉を混入して販売した。また、北海道産と表示された牛粗挽肉の原材料のうち牛さがり(横隔膜)については、オーストラリア産又はニュージーランド産を混入して販売した。

平成14年頃から国産と表示された牛スライスに外国産牛肉(オーストラリア産又はニュージーランド産)を混入して販売した。この行為は、製品製造の5回に1回の割合で行われており、外国産を5%～20%の範囲で混入していた。

なお、国産と表示された牛スライス商品には、個体識別番号の表示・伝達が行われておらず、また、帳簿に個体識別番号の記録がなかった。

平成10年頃まで、「肩ロース」と表示された豚挽肉の原材料に肩ロース

のほか豚の内臓を混入して販売した。

平成16年頃から豚挽肉の発色が悪い時には、原材料に牛の心臓を日常的に混入して販売した。

平成17年頃から冷凍食品（フライドチキン、やきとり串、ブタ串）の賞味期限を改ざんして販売した。

北海道加ト吉から提供を受けた冷凍コロッケを、賞味期限を改ざんして販売した。

その他

ア 鶏肉について、24年前頃に、大手鶏肉卸業者の包材を入手し、種鶏を詰めて販売していたと説明した。

なお、この包材が工場内に少なくとも1.5万枚以上在庫していることを確認した。

イ 15年前頃に鹿肉ジャーキーに羊肉を使用して販売したこと。

ウ 24年前頃に豚挽肉に加熱調理した焼豚の端材を混入して販売したこと。

から までの商品が、ミートホープの名前で消費者向けに販売されていたかどうかは、今後追跡調査を実施して確認。

2 (株)バルスミート（ミートホープ（株）の系列販売会社）
これまで違反につながる事実は確認されていない。

3 (株)北海道加ト吉
ミートホープから仕入れたコロッケの原材料の牛挽肉に、牛肉以外の肉が混入していた事実を知らず、商品を製造し、販売したと、工場長は説明した。
工場長は、本来廃棄しなければならない出荷単位に満たない業務用冷凍コロッケを平成14年4月頃から約2年間、1個5～10円の単価で少なくとも3万個、最大で8万個をミートホープに販売し、代金として30～40万円を得て、会社の利益に計上せず、社員の懇親の目的として使用した。

【問い合わせ先】

消費・安全局 表示・規格課

食品表示・規格監視室

担当：田中、阿部

代表：03-3502-8111（内線4486、4487）

直通：03-3502-7804

当プレスリリースのホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

平成19年6月25日
農 林 水 産 省

「牛ミンチ」事案を踏まえた当面の改善方策

「牛ミンチ」事案の対応については、引き続き検証を行っているところであるが、当面の措置として、以下の改善方策を講じる。

1. 当面の改善方策の概要

(1) 疑義情報の正確な記録と迅速な対応の徹底

全国の農政事務所等に対し、寄せられる疑義情報を適切に記録するとともに、都道府県に情報を回付するまでの標準処理期間を設定するなど迅速な処理を徹底する。

(2) 類似事案の有無についての調査

全国の農政事務所等に対し、これまで寄せられた疑義情報が適切に処理されているかどうか点検する。

(3) 全国業者か県域業者かの判断基準の明確化

実態の乏しい事務所等であっても複数県にまたがっていれば、全国業者とみなして国が管轄するなど、全国業者か県域業者かの判断基準を明確にし、通知する（消費・安全局長通知）。

(4) 都道府県との連携の強化

(3) の通知に基づき、疑義情報が寄せられた当該事業者を全国業者か県域業者かを判断する。判断結果については、都道府県と相互に確認する。

都道府県に疑義情報を文書で回付する際には、都道府県のその後の対処状況につき回答を求めることとし、国として十分フォローアップする仕組みを作る（都道府県から国に回付される情報も同じ）。

2．今後のスケジュール

1の当面の改善方策については、農政局次長会議（6月27日開催）において、説明するとともに、都道府県の意見を聞いて取りまとめ、早急に実施する。

問い合わせ先：消費・安全局 表示・規格課

食品表示・規格監視室

担 当 者：田中、神井

連 絡 先：03-3502-8111(代表)(内線4486・4484)
03-6744-2100(直通)

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

平成 19 年 6 月 25 日
農 林 水 産 省
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

株式会社北海道加ト吉が製造した冷凍コロッケの分析結果について

株式会社北海道加ト吉がミートホープ株式会社から仕入れた挽肉を使用して製造した冷凍コロッケについて、原料肉の分析を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

1 分析実施機関

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

2 分析項目等

分析項目：冷凍コロッケに使用されている原料肉（牛肉、豚肉、鶏肉）の判別

分析点数：30点

分析方法：PCR法による遺伝子分析

3 分析結果

別紙のとおり

分析に関する

問い合わせ先：独立行政法人農林水産消費安全技術センター
企画調整部広報室

担当者：中村、小熊

連絡先：048-600-2387

ホームページ：<http://www.famic.go.jp/>

当プレスリリースのホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

(独)農林水産消費安全技術センターによる加ト吉製冷凍コロッケの
P C R分析結果一覧

商品	表示原料肉	P C R		
		牛	豚	鶏
1	牛肉	+	+	-
2	牛肉	+	-	-
3	牛肉	+	+	+
4	牛肉	+	+	+
5	牛肉	+	-	-
6	牛肉	+	+	+
7	牛肉	+	+	-
8	牛肉	+	+	+
9	牛肉	+	+	-
10	牛肉	+	-	-
11	牛肉	+	+	+
12	牛肉	+	+	-
13	牛肉	+	+	-
14	牛肉	+	+	-
15	牛肉	+	+	-
16	牛肉	+	+	-
17	豚肉、牛肉	+	+	-
18	牛肉	+	+	+
19	牛肉	+	+	+
20	牛肉	+	+	-
21	牛肉	+	+	-
22	牛肉	+	+	+
23	牛肉	+	+	+
24	牛肉	+	-	-
25	牛肉	+	+	-
26	牛肉	+	+	-
27	牛肉	+	+	-
28	牛肉	+	-	-
29	牛肉	+	+	-
30	牛肉	+	+	-

牛挽肉加工品の緊急調査について

市場に流通している牛挽肉加工品の原料肉を確認するため、以下により緊急調査を行う。

1 実施期間

平成19年6月26日～1ヶ月間

2 調査機関

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

3 調査対象

原材料名に食肉として牛肉のみが表示されているコロツケ、ハンバーグ、メンチカツ、ミートボール等

4 調査事項

(1) 表示内容(商品名、原材料名等)

(2) 使用されている原料肉の種類についての遺伝子分析

5 調査結果

分析結果等の取りまとめを行い、早急に公表する(8月上旬を目途)

「牛ミンチ」事案の事実関係及び 今後の改善策に関する調査報告書（概要）

1. はじめに

平成19年6月食肉卸業者ミートホープ社が豚肉等が混入された挽肉を牛挽肉として販売するなど数々の不適正な行為を行っていたことが明らかになった。

本事案について農林水産省として様々な問題点が指摘されており、それらを整理すると以下のとおり。

- ① 情報提供を受けた平成18年2月、3月における対応が遅く、北海道庁への回付についても国と北海道庁で事実認識が異なっている。
- ② 平成18年4月、5月頃に不正の証拠として肉を持ち込んだが、北海道農政事務所の職員は取り合わなかった。
- ③ ミートホープ社が全国業者と判明した以降も本事案を放置していたのではないか。
- ④ 牛肉トレーサビリティ法の立入検査の際にJASの担当者も同行していたが、表示の不正を見抜けなかった。

以上のような点を中心として、農林水産省に検証チームを設置し聞取調査を行った。

2. 検証結果及び今後の改善策

- ① 早急に対応が必要との認識が乏しく初動対応は適切を欠いていた。このため、疑義情報の受付や管理の方法をより明確化するとともに、回付文書の事実認識の違いについては、情報回付の授受を確認する仕組みを構築する。
- ② 肉を持ち込んだとの事実は確認されていないが、3月に情報提供者の訪問を受けている（文書記録なし）。今後は、情報提供があった場合に、その都度記録として食品表示110番カードを作成することとする。
- ③ 9月、10月に警察からの照会を受けていたため、JAS法の調査を控えてしまった。今後は、警察の調査に支障があるか独自の判断を行わず、警察の意向を十分に確認し、事案に応じた調査を実施する。
- ④ 業務用途向けはJAS法の適用除外であるため、徹底した調査が行えなかった。今後は、業者間取引をJAS法の品質表示義務の適用対象とすることを含め、表示のあり方を幅広く検討する。

3. おわりに

以上の結果のとおり、一連の対応について、的確かつ十分でなかった点が明らかになった。農林水産省としては、職員の認識を含め、こうした点について率直に反省し、今後速やかに改善措置を講じていく考えである。

消費者の立場を最優先に、表示制度等の運用の適正化等を真摯に進めることによって消費者の信頼回復に努めて参りたい。